

平成31年度 予算要求 特別号

台東新聞

THE TAITO NEWS

発行 編集 教	行 集 宣	責 任 員 責 任	任 長 任 部
東 労 台	京 働 東	清 組 支	掃 合 部

2018年8月30日
第40号

平成31年度予算要求



2018年8月8日(水)17時、区役所1002会議室において、平成31年度予算要求の団体交渉が行われ、これには一組総支部から内山副委員長も出席し、要請及び「平成31年度」予算要求の申し入れを行いました。

◆ 予算要求について ◆ 書記長 原田 輝高 ◆
支部としての予算要求の取り組みは、全組合員による無記名のアンケートを実施してきました。
そしてこの間の要求に対し、洗浄機付き便座の設置・軽小のAT車導入等徐々にではあるが、実現をしてくれています。
また、内田人事課長からは「これまでと同様、可能な限り皆さんからの要求に応えていきたいと考えております」とのコメントがありました。
昨年度の実現しなかった要求に対し、実現に向け組合員全員で引き続き求めていきます。



植村副委員長から内田人事課長に
要求書が手渡された。

組合員の声を当局に！

一組総支部より要請

一組の現状を改善を求める要請書が、内山副委員長より内田人事課長に手渡されました。内容については以下の通りです。

① 清掃工場の運営は直営とすること。

この間の外部業務委託により、長い年月をかけて直営職員が積み上げてきた貴重なノウハウが失われ、安全で安定的な工場運営の維持が困難になっている。

本来、住民の生活環境に大きな影響を及ぼす仕事、危険な仕事、採算の合わない仕事などは行政が責任を持って行い、23区民が安心して生活できる衛生的な住環境を守るべきである。そのためにも、地方自治体で働く職員がより質の高い住民サービスを自らが提供しなければならぬ。ごみの中間処理を担う清掃一組に必要なのは、「複雑なプラント設備を安定的に維持する確かな知識と経験に基づく専門的な技術」「住民に対する丁寧で適切な接遇」「仕事に対する誇りと責任感」であり、それらを保持している直営職員の存在で

ある。清掃工場の直営を清掃一組に働きかけるよう強く求める。

② 清掃一組の固有職員を確保すること。

清掃工場は、クレーン、焼却炉、ボイラ・タービン等の大型設備が数多く存在する巨大プラントであり、経験や専門的知識に加え、数多くの資格や免許が必要である。工場の基幹職員になるには、10年を要する。限られた期間の派遣では、清掃一組における技術・技能・事務の継承は難しい。

清掃一組の盤石な組織体制を維持するには「継続的な人材育成」を行うことができる体制の確保が必要である。清掃一組へ希望する区派遣職員には一組固有化を行い、区への復帰を希望する区派遣職員については、本人の希望を優先することを要求する。

③ 区の責任において分別回収を徹底すること。

清掃工場に搬入されたごみの中に、金属やガラス、水銀含有ごみなどの焼却に適さないものが持ち込まれることで設備の故障原因となり、復旧のために多くの費用や日数がかかっている。

また、ごみの受入れが困難となった場合には、収集・運搬に支障が生じ、23区全体のごみ処理に大きな影響を及ぼすことになる。23区の清掃事業を担う行政機関として、排出者に対するごみの減量化と不燃物の分別徹底を引き続き呼びかけるとともに、水銀含有ごみ等の有害物については、全区の統一した別途回収を求める。

④工場の運営に必要な予算を確保すること。

清掃工場の施設整備計画では、これまで耐用年数が概ね30年間とされてきたものを、延命化工事を実施す



一組総支部内山副委員長から内田人事課長に要請書が手渡された。

ることで40年間に延ばすとしている。しかし、不適正搬入の増加による設備への負荷が増していることや、廃プラ焼却の影響で設備機器の腐食や劣化が急速に進行している。

各区や清掃一組が置かれている財政状況が非常に厳しいのは理解するが、必要な経費を確保しなければ工場の運営自体が継続できない。また、計画以外の焼却炉の停止には、本来必要のない莫大な経費が掛かる。よって、システムや装置の保守に必要な清掃一組に対する予算の確保を求める。

以上

平成31年度台東区予算要求（概要）

I 政策要求

1. 政策要求（直営化要求）

- ① 清掃事業の直営を堅持すること。
- ② ふれあい指導の更なる強化と、ふれあい発表会を開催すること。
- ③ 清掃事業職員に対する職業差別・清掃差別をなくすよう取り組み、人権・差別問題をはじめとした研修をおこなうこと。
- ④ 排出困難者が増えてきているため、一声収集の条件を緩和し、より多くの区民の手助けができるように、一声収集の専門班を設置すること。
- ⑤ 職員間における知識や技術・対応力の継承の必要性など様々な観点から、継続的な新規職員を採用すること。
- ⑥ 災害対策等、突発的な対応ができる人員を確保すること。

2. 新規事業要求

- ① 2016年1月より区内全地域が戸別収集となった。引き続き、収集現場作業に混乱を引き起こすことの無いように、区民への周知と協力の依頼を徹底させること。
- ② 容器包装プラスチックの収集を直営で行うこと。
- ③ 廃プラスチックリサイクルの資源化施設を設置すること。
- ④ 不燃ごみの資源化施設を設置し、直営で行うこと。
- ⑤ 廃乾電池・蛍光灯等の有害廃棄物や古布・CD・カセット等の更なる別途収集体制を確立すること。
- ⑥ ガスボンベ・エアゾール缶・ライター・蛍光灯等の危険物は別途収集とし、早期に体制を確立すること。
また、危険物の収集については、不燃収集日以外の曜日を設定すること。
- ⑦ 新規事業はすべて直営で行い、事業の内容については組合と協議をすること。

3. 委託事業の直営化要求

- ① 資源回収（古紙・ビン・缶・ペットボトル）等をはじめとした、リサイクル事業を完全直営で行うこと。
- ② 粗大収集を完全直営で行うこと。
- ③ 区施設から排出されるすべてのごみを、直営で収集すること。

Ⅱ 作業改善・安全作業要求

1. 作業改善・安全作業要求

- ① 排出者責任（飛散・有害物・薬品・注射針・産業廃棄物等）の指導の徹底をはかり、追求すること。
- ② 二重駐車になる収集形態の改善をすること。
- ③ 軽小・軽ダの代行運転手制度を廃止し、正規職員の運転手を配置すること。
- ④ 区内全地域の戸別収集に伴い狭小路地の引出しが増えている。また軽小の上乗りの高齢化が進んでいるため、直営の軽小を増車し、正規職員を配置すること。
- ⑤ 年々、気温が上昇し毎日が酷暑日以上の中での作業になっている。臨時車等を配車し、職員の安全性を確保するため、夏季期間における回数減などの対応をすること。

2. 保護具措置・改善要求

- ① ヘルメットの通風化と更なる軽量化等の改善をはかること。
- ② 安全靴の更なる軽量化等の改善をはかること。
- ③ 安全靴の破損等した場合、早急に対応（支給）すること。
- ④ 雨具（カッパ）を通気性の良いものにすること。
- ⑤ 温暖化による異常気象より、外来種等の危険な害虫が増加している。
健康を守るため、防虫・虫よけスプレー等ではなく、被服や手袋に虫よけ効果のある物を支給すること。
- ⑥ 熱中症対策・雨対策に対応する、レインキャップ等を支給すること。

3. 車両改善要求

- ① 黄色灯を設置できるよう、法改正の働きかけをすること。
- ② 回転板・圧縮板の速度を統一または基準幅を縮めること。
- ③ 飛散防止を完全なものにすること。
- ④ スライドドアの改善（開閉の軽量化等）をすること。
- ⑤ 雇上車両全車に安全対策として、バックモニターを設置すること。
- ⑥ 雇上車の耐用年数の古い車両について、改善・対応をすること。（汚水タンクから汚水が漏れる等ある為）
- ⑦ 直営車（小プ・軽小ダンプ・軽小）のAT車の導入をすること。
- ⑧ 直営車（小プ・軽小・軽ダ）にAEDを携帯（取付け）すること。
- ⑨ 直営車（小プ・軽小・軽ダ）に地域安全性の観点から、防災無線を携帯（取付け）すること。

Ⅲ 施設改善要求

1. 庁舎建設要求

- ① 統合（職場実態・人員増）に見合う新庁舎を設置すること。

2. 庁舎改善要求

- ① 本所1階雨合羽置き場に、除湿機を設置すること。
- ② 本所・清川車庫のねずみ駆除をすること。
- ③ 清川分室の委託清掃職員について、清川分室庁舎全体を掃除するよう対応をすること。
（曜日ごとに半分ずつ行うため）
- ④ 本所2階中庭喫煙所に目隠し及び屋根の設置をすること。
- ⑤ 本所4階乾燥室の暖房機が古い為、新品と交換すること。
- ⑥ 本所4階洗濯場を整備し、洗濯機及び乾燥機を増設し、換気ダクトを取り付けること。
- ⑦ 本所3階休憩室の整備すること。（統合による職員増のため）
- ⑧ 本所庁舎全体に、空調の設置をすること。
- ⑨ ごみストックヤード（通称：中庭）にすべてを覆える空調を含めた大きなプレハブ等を設置し、
近隣に対する環境と異臭等の対応をすること。設置困難な場合は、屋根等を設置し対応をすること。
また、冷水器及び冷凍冷蔵庫の設置をすること。

- ⑩ 清川車庫出庫時の安全対策のため、カーブミラーを見やすいところに設置すること。
（現在設置のカーブミラーは安全確認ができないため）
- ⑪ 中庭の出入り口にカーブミラーを設置すること。
- ⑫ 北上野分室に庁舎清掃の予算措置を講ずること。
- ⑬ 中庭の全面舗装を実施すること。
- ⑭ 今戸庁舎に女性の休憩スペースを設けること。

3. 設備改善要求

- ① 乾燥室の改善をすること。
- ② 本所のロッカー室の改善をすること。
- ③ 本所のロッカーが老朽化しているため、新しい物に変えること。
- ④ 洗面所の蛇口を交換すること。
- ⑤ 洗浄機付便座洋式便器を増やすこと。
- ⑥ 北上野分室に洗浄機付便座洋式便器にすること。
- ⑦ 今戸2階女性用トイレを、洗浄機付便座洋式便器にすること。
- ⑧ 喫煙所を完全に密閉し、受動喫煙をなくすこと。

Ⅳ 福利厚生要求

1. 被服要求

- ① 靴下・作業用ベルト・腰痛予防ベルト等の支給をすること。
- ② 雨用手袋の支給増をすること。
- ③ 雨用手袋は選択制にすること。
- ④ 排出指導のため、全職員に帽子を貸与すること。
- ⑤ 帽子については、通気性のよい帽子にすること。
- ⑥ 雨合羽の更なる改善をすること。
- ⑦ 技能長に被服（襟付きシャツ・スラックスなど）を早急に支給すること。
- ⑧ 作業服（ズボン）の裾上げをすること。

2. 健康要求

- ① 産業医による健康管理の更なる推進をはかること。
- ② 腰痛予防をはじめとした怪我防止の健康器具を設置すること。
- ③ 健康を推進するため、喫煙問題について研修・啓発活動をすること。
- ④ 全職員が消化器検診を含めた健康診断を、検診施設で受診できるようにすること。
- ⑤ 熱中症予防のため、作業後シャワーなどを出来るようにすること。

Ⅴ OA等要求

- ① パソコンの増設をすること。また、定期的に新しいパソコンと交換をすること。
- ② 集積所管理システム（新システム）の各階層のアカウント数を増やし、ログインを出来るようにすること。
- ③ 地図機能をゼンリンの地図表示にすること。
- ④ 清掃リサイクル課独自のサーバーを設置すること。

Ⅵ その他

- ① 統括技能長選考について、職員の士気向上のため、実施すること。
- ② 技能長選考及び技能主任選考については、引き続き実施すること。
- ③ 担当技能長選考について実施すること。
また新たな職の設置のため、詳細含めて労使協議をすること。